**第三十七号の二十一様式**（第六条の二十七関係）（A４）

昇降機等検査員資格者証返納命令書

第　　号
平成　年　月　日

地方整備局長
北海道開発局長　　印

様

建築基準法第12条の３第４項において読み替えて準用する同法第12条の２第３項（同法第88条第１項において準用する場合を含む。）及び同法第88条第１項において準用する同法第12条の２第３項の規定により、昇降機等検査員資格者証の返納を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）

別記第五十号の二様式中２を３とし、１の次に次のように加える。

２．適合する一連の規定

建築基準法施行令第　条に掲げる一連の規定

別記第五十号の五様式中５を６とし、４を５とし、３を４とし、２の次に次のように加える。

３．型式部材等の型式が適合する一連の規定

建築基準法施行令第　条に掲げる一連の規定

別記第五十号の十様式注意④の表中

| 「建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分 |
|---|

を

| A |
|---|

」に改め

| 建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。） | N |
|---|---|
| 建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。） | A |

」

る。

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

**第二条**　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一号中「第二十三条」の下に「、法第二十七条第一項（防火設備に関するものに限る。）」を、「第百十二条第一項」の下に「及び第二項第一号」を加え、同条第三号の二中「第二十七条第一項」の下に「（主要構造部に関するものに限る。）」を加え、同条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　令第百二十三条第三項第二号及び令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

第五十九条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　令第百二十六条の六第三号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

第五十九条十七号中「第百二十九条の二第１項」を「第百二十九条第１項」に、「第百二十九条の二の二第１項」を「第百二十九条の二第１項」に改める。

第六十三条第四号イ中「若しくは法第二十三条」を「、法第二十三条若しくは法第二十七条（主要構造部に関するものに限る。）」に改め、「第二号ハ」の下に「、令第百十二条第二項第一号」を加え、同号ロ中「次に掲げる基準に適合する試験方法」を「次に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ次に定める試験方法」に改め、同号ロ(1)から(3)までを次のように改める。

(1)　施行規則別表第二の法第二条第九号の認定に係る評価の項の(3)欄に規定するガス有害性試験不要材料　令第百八条の二第１号及び第２号に掲げる要件を満たしていることを確かめるための基準として次に掲げる基準に適合するもの

(i)　実際のものと同一の材料及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(ii)　通常の火災による火熱を適切に再現することができる装置を用い、通常の火災による火熱を適切に再現した加熱により行うものであること。

(iii)　当該認定に係る技術的基準に適合することについて発熱量及びその他の数値により適切に判定を行うことができるものであること。

(2)　施行規則別表第二の法第二条第九号の認定に係る評価の項の(3)欄に規定するガス有害性試験不要材料以外の建築材料　令第百八条の二第１号から第３号までに掲げる要件を満たしていることを確かめるための基準として次に掲げる基準に適合するもの

(i)　(1)(i)及び(ii)に掲げる基準に適合するものであること。

(ii)　当該認定に係る技術的基準に適合することについて発熱量、有毒性に関する数値及びその他の数値により適切に判定を行うことができるものであること。

第六十三条第四号ハ中「第二条第九号の二ロ」の下に「、法第二十七条（防火設備に関するものに限る。）」を加える。

（官公庁施設の建設等に関する法律施行規則の一部改正）

**第三条**　官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二条第一項中「安全上」の下に「、防火上又は衛生上」を加える。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

**第四条**　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の項、別表第三建築基準法施行規則の項及び別表第四建築基準法施行規則の項中「第四条の二十四、第四条の二十六及び第四条の二十八」を「第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。